

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「、産業技術情報幹」を削り、「総合技術幹」の下に「、企画技術幹」を加える。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中「公告」の下に「、公表」を加え、同表東部地域振興センター所長、中央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第一号事務の種類の欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同号委任事務の欄中「第三十七条第一項」を「第四十六条第一項」に、「承認経営革新計画の進ちよく状況の」を「承認経営革新事業を行う中小企業者について」に改め、同号専決事項の欄1中「第九条第一項及び第十条第一項」を「第八条第一項及び第九条第一項」に改め、同欄2中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表環境管理事務所長の項第九号委任事務の欄1中「第八条」を「第八条第一項（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「事業者等に係る」を削り、同欄2中「第九条」の下に「（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「事業者等から届出のあつたポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同欄3を削り、同欄7中「第六条」を「第十一条及び第二十一条」に改め、同欄7を同欄11とし、同欄6中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項（法第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の下に「若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物」を加え、同欄6を同欄10とし、同欄5中「第十七条」を「第二十四条（法第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、「、事業者等に対し」を削り、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第十四条」を「第十一条（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第十六条第二項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保管事業者の地位の承継の届出を受理すること。

8 法第十八条第二項第二号の規定に基づき、所有事業者から届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第九号委任事務の欄2の次に次のように加える。

3 法第十条第二項（法第十五条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた旨の届出を受理すること。

4 法第十条第三項第二号の規定に基づき、保管事業者から届出を受理すること。

5 法第十条第四項（法第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、変更の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第九号専決事項の欄中「第十六条第一項」を「第十二条第一項（法第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、「、事業者に対し」を削り、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同項第十七号専決事項の欄1中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「をする」を「の申請を受理する」に改め、同欄2を次のように改める。

2 条例第四条第一項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿に登録をすること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄中6を12とし、5を10とし、その次に次のように加える。

11 条例第十三条第四項の規定に基づき、処分をした旨を浄化槽保守点検業者及び営業区域又は営業区域であった区域を管轄する市町村長に通知すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄4を同欄7とし、その次に次のように加える。

8 条例第八条第一項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を抹消すること。

9 条例第八条第二項の規定に基づき、登録を抹消した旨を浄化槽保守点検業者であった者の営業区域であった区域を管轄する市町村長に通知すること。

別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第十七号専決事項の欄中3を6とし、2の次に次のように加える。

3 条例第四条第二項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録した旨を申請者及び営業区域を管轄する市町村長に通知する

こと。

4 条例第五条第一項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、浄化槽保守点検業者登録簿への登録を拒否すること。

5 条例第五条第二項（条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録を拒否した旨を申請者に通知すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第二号委任事務の欄5中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、同項第八号専決事項の欄1中「第四十三条第二項」を「第四十五条の三十六第三項」に、「2」を「2から7まで」に改め、同欄2中「第四十三条第三項」を「第四十五条の三十六第四項」に改め、同欄中9を14とし、6から8までを11から13までとし、同欄5中「6及び7」を「11及び12」に改め、同欄5を同欄10とし、同欄4を同欄9とし、同欄3中「4に」を「9に」に、「4から7」を「9から12」に改め、同欄3を同欄8とし、同欄2の次に次のように加える。

3 法第五十五条の二第一項本文の規定に基づき、社会福祉法人の社会福祉充実計画を承認すること。

4 法第五十五条の三第一項本文の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。

5 法第五十五条の三第二項の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の軽微な変更の届出を受理すること。

6 法第五十五条の四の規定に基づき、社会福祉法人の承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。

7 法第五十九条の規定に基づき、社会福祉法人の計算書類等及び財産目録等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄中29を32とし、28を31とし、27を30とし、同欄26中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、「ついで、」の下に「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は」を加え、「又は資料」を「若しくは資料」に改め、同欄26を同欄29とし、同欄中25を28とし、21から24までを24から27までとし、同欄20中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同欄20を同欄23とし、同欄19中「児童に」を「児童の」に、「加え」を「行わせ」に、「委託する」を「行うことを委託させる」に改め、同欄19を同欄20とし、その次に次のように加える。

21 法第三十三条第七項の規定に基づき、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させること。

22 法第三十三条第九項の規定に基づき、保護延長者の一時保護を行わせ、又は

適当な者に一時保護を行うことを委託させること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄18の次に次のように加える。

19 法第三十一条第四項前段の規定に基づき、延長者について、法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置をすること。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第二号委任事務の欄5中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同欄に次のように加える。

6 法第十三条第二項の規定に基づき、保護者に対し、児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うこと。

7 法第十三条第三項の規定に基づき、同条第二項の助言に係る事務の全部又は一部を委託すること。

8 法第十三条の二の規定に基づき、関係機関との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うとともに、保護者からの相談に応じ、児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中35を40とし、27から34までを32から39までとし、同欄26中「第三十六条第一項から第三項まで」を「第三十六条第一項、第二項及び第四項」に、「第五十条第三項及び第四項」を「第五十条第五項及び第六項」に改め、「に基づき、法」の下に「第二十六条の第三項若しくは第三項、第二十六条の四第一項若しくは第三項、」を加え、同欄26を同欄31とし、同欄中25を30とし、20から24までを25から29までとし、19を22とし、その次に次のように加える。

23 法第二十六条の三第一項若しくは第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定に基づき、検体等の提出を命じ、又は当該職員に検体等は無償で収去させること。

24 法第二十六条の四第一項若しくは第三項（法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定に基づき、検体等の提出若しくは採取に必ずべきことを命じ、又は当該職員に検体等を採取させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中18を21とし、5から17までを8から20までとし、同欄4中「第十七条第三項及び第四項」を「第十六条の三第五項及び第六項」に改め、「政令において準用する場合を含む。」の下に「、第四十四条の七第九項」を加え、「通知する」を「通知し、又は書面を交付する」に改め、同欄4を同欄6とし、その次に次のように加える。

7 法第十七条第一項若しくは第二項（法第七条第一項により定められた政令に

において準用する場合を含む。)又は第四十五条第一項若しくは第二項の規定に基づき、健康診断を勧告し、又は当該職員に行わせること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄中3を削り、2を3とし、その次に次のように加える。

4 法第十五条第三項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該職員に検体等の提出又は採取を求めさせること。

5 法第十六条の三第一項本文若しくは第三項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)又は第四十四条の七第一項本文若しくは第三項の規定に基づき、検体の提出若しくは採取に応じるべきことを勧告し、又は当該職員に検体を採取させること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十三号委任事務の欄1の次に次のように加える。

2 法第十四条の二第二項(法第七条第一項により定められた政令において準用する場合を含む。)の規定に基づき、検体等の提出を受けること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十三号委任事務の欄2中「において」の下に「薬局の管理その他」を加え、同欄15中「において」の下に「店舗の管理その他」を加え、同欄16、20及び23中「において」の下に「営業所の管理その他」を加える。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中12を18とし、9から11までを15から17までとし、8を11とし、その次に次のように加える。

12 法四十条の五第一項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可をすること。

13 法四十条の五第四項の規定に基づき、再生医療等製品の販売業の許可を更新すること。

14 法四十条の六第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄7を同欄9とし、その次に次のように加える。

10 法第三十九条の二第二項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を4とし、その次に次のように加える。

5 法第三十五条第三項ただし書の規定に基づき、営業所以外の場所において営

業所の管理その他業務に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方行政機関の表家畜保健衛生所長の項第三号委任事務の欄2の次に次のように加える。

3 法第二十八条第三項ただし書の規定に基づき、店舗以外の場所において店舗の管理その他業務に関する実務に従事する許可をすること。

別表第二地方機関の表消費生活支援センター所長の項第三号専決事項の欄15中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同欄16中「第二十九条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同欄17中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同欄18中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同欄19中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同表農林振興センター所長の項第二十四号専決事項の欄中「第十七条の十五第四項」を「第十七条の二十七第四項」に改め、同表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第十条第一項及び第三項」の下に「法第九十九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄中7を12とし、6を11とし、5を10とし、4を7とし、その次に次のように加える。

8 法第二十六条の三第一項及び第三項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林経営規程の制定、変更又は廃止を承認するに付。

9 法第二十六条の三第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄3中「第二十四条第一項及び第三項」の下に「法第九十九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄3を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十四条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄2中「第十九条第一項及び第三項」の下に「法第九十九条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第十九条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長

の項第二号専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る信託規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄1中「第十条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄中7を12とし、6を11とし、5を10とし、4を7とし、その次に次のように加える。

8 法第二十六条の三第一項及び第三項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、森林経営規程の制定、変更又は廃止を承認すること。

9 法第二十六条の三第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出を受理すること。
別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄3中「第二十四条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄3を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第二十四条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄2中「第十九条第一項及び第三項」の下に「（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄2を同欄3とし、その次に次のように加える。

4 法第十九条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る共済規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項第二号専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 法第十条第四項（法第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軽微な事項に係る信託規程の変更の届出を受理すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄22、23、25及び26中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同欄中78を88とし、77を87とし、同欄76中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同欄76を同欄86とし、同欄75中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改め、同欄75を同欄85とし、同欄中74を84とし、50から73までを60から83までとし、49を50とし、その次に次のように加える。

51 法第四十八条の二十第一項の規定に基づき、道路協力団体として指定するこ

と。

- 52 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、公示すること。
- 53 法第四十八条の第二第三項の規定に基づき、届出を受理すること。
- 54 法第四十八条の第二第四項の規定に基づき、公示すること。
- 55 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、報告をさせること。
- 56 法第四十八条の第二第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

57 法第四十八条の第二第二第三項の規定に基づき、指定を取り消すこと。

58 法第四十八条の第二第二第四項の規定に基づき、公示すること。

59 法第四十八条の第二十三の規定に基づき、必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第一号委任事務の欄中48を49とし、36から47までを37から48までとし、35の次に次のように加える。

36 法第四十七条の七第二項の規定に基づき、地上権を設定すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第二十九号を次のように改める。

<p>二十九 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下この項において「法」という。）及び過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号。以下この項において「施行令」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第十四条第二項の規定に基づき、施行令第七条第三項に定める権限のうち、道路法施行令第四条第一項第一号、第三号（道路法第二十一条の規定による場合を除く。）、第四号から第七号まで、第九号から第十九号まで、第二十号（道路法第四十七条の二第一項の規定により特殊車両の通行を許可することに限る。）、第二十一号又は第二十三号から第三十八</p>	<p>法第十四条第二項の規定に基づき、施行令第七条第三項に定める権限のうち、道路法施行令第四条第一項第二十号（道路法第四十七条の二第二項の規定により他の道路の道路管理者と協議し、及び特殊車両の通行を許可することに限る。）に掲げる権限を市町村道の道路管理者に代わって行うこと。</p>
--	---	---

号までに掲げる権限
を市町村道の道路管
理者に代わって行う
こと。

2 施行令第七条第六
項の規定に基づき、
道路法施行令第四条
第一項第一号、第六
号、第十一号（道路
法第三十九条の二第
一項（同法第九十一
条第二項において準
用する場合を含む。）
の規定による入札占
用指針の策定に係る
部分に限る。）、第
二十三号、第二十四
号（道路法第三十二
条第一項又は第三項
の規定による許可が
あつたものとみなさ
れる協議に係る部分
に限る。）又は第三
十一号に掲げる権限
を市町村道の道路管
理者に代わって行つ
た旨を当該市町村道
の道路管理者に通知
すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第六号委任事務の欄1から7ま
での規定中「第百四十六条第一項第一号及び施行細則第三条第一項第一号から第三
号まで」を「第百四十六条第一項第一号及び第二号並びに施行細則第三条第一項第
一号」に改め、同欄9中「報告（」の下に「施行令第十六条第三項第一号及び」を

加え、「第三条第一項第一号から第三号まで」を「第三条第一項第一号」に改め、同欄中56を57とし、51から55までを52から56までとし、50の次に次のように加える。

51 施行規則第十条の二十二の二第一項の規定に基づき、法第八十六条第一項若しくは第二項又は法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消した旨を公告すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十五号を削り、同項第十六号委任事務の欄中6を7とし、5を6とし、同欄4中「3の」を「4の」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 条例第二十二條の規定に基づき、1の特定建築物環境配慮計画又は2の届出の内容を公表すること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項中第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号事務の種類欄中「という。」の下に「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「規則」という。)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)」を加え、同号委任事務の欄中9を32とし、1から8までを24から31までとし、同欄に1から23までとして次のように加える。

1 法第八条の規定に基づき、建築主等に対し、建築物の設計等に係る事項について必要な指導及び助言をすること。

2 法第十二条第一項及び第二項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画を受理し、及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

3 法第十二条第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付すること。

4 法第十二条第四項の規定に基づき、期間内に通知書を交付することができない旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を交付すること。

5 法第十二条第五項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

6 法第十三条第二項及び第三項の規定に基づき、通知を受理し、及び建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと。

7 法第十三条第四項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を交付すること。

- 8 法第十三条第五項の規定に基づき、同条第四項に規定する通知書を交付することができない旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を交付すること。
- 9 法第十三条第六項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。
- 10 法第十四条第一項の規定に基づき、建築主に対し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 11 法第十四条第二項の規定に基づき、国等の機関の長に通知し、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 12 法第十五条第三項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを受理すること。
- 13 法第十六条第一項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 14 法第十六条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 15 法第十六条第三項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。
- 16 法第十七条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定建築物等に立ち入り、特定建築物等を検査させること。
- 17 法第十七条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。
- 18 法第十九条第一項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出を受理すること。
- 19 法第十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による届出をした者に対し、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 20 法第十九条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 21 法第二十条第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知を受理すること。
- 22 法第二十条第三項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。
- 23 法第二十一条第一項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、建築物等に立ち入り、建築物等を検査させること。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十八号委任事務の欄に次のように加え、同号を同項第十七号とする。

33 法附則第三条第二項の規定に基づき、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出を受理すること。

34 法附則第三条第三項の規定に基づき、同条第二項の規定による届出をした者に対し、届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。

35 法附則第三条第四項の規定に基づき、同条第三項の規定による指示を受けた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。

36 法附則第三条第七項の規定に基づき、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の通知を受理すること。

37 法附則第三条第八項の規定に基づき、国等の機関の長に対し、特定建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めること。

38 法附則第三条第九項の規定に基づき、建築主等に対し、報告させ、又は職員に、特定増改築に係る特定建築物等に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物等を検査させること。

39 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第二項第四号及び第五号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして認めること。

40 規則第十一条の規定に基づき、計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

41 規則第二十九条の規定に基づき、計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面を交付すること。

42 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定に基づき、同省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めること。

別表第二公の施設の表秩父高原牧場長の項第一号委任事務の欄3中「使用料」の下に「又は手数料」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。